

第1904回 定例研究会報告要旨（10月22日）

中国の農業交渉戦略
——農産物セーフガード問題を
事例として——

明石 光一郎

日本のような農業に比較劣位をもつ国では、政府の農産物貿易交渉の可否はその国の農業に対して重大な影響を与える場合もある。本報告はきわめて高い国際交渉力を有しているとされる中国の交渉アプローチを分析することにより、有益な知見を得ることを目的としている。中国の交渉アプローチについては、近年米国の半官半民のシンクタンクであるランド研究所より公開された報告書「中国の政治交渉行動様式・1967年～1984年」を参考資料として使用した。同報告書が作られた経緯は、主として米中国交回復において中国との交渉に振り舞われたアメリカは、なぜ中国との交渉はここまで苦勞するのかという問題意識のもとに、中国の国際交渉アプローチを入念に分析して文章化したことにある。

同報告書は、第一義的には、アメリカ政府部門内でこれから中国と交渉をする立場にある人たちの指針とするために作られたものであるために、中国側の交渉の手の内や駆け引きを精密に分析し、相手のペースに巻き込まれるのを防ぐというアメリカ政府の基本姿勢が一貫しているとされる。さらに進んで、「中国の交渉アプローチはかなり一定のパターンに沿っており、詳細に研究すればある程度予測可能である」という内容が記述されている。本報告では、その一事例として日本の発動した対中セーフガード問題をとりあげた。日本が発動した対中セーフガードに対して、中国がいかなる時期にいかなるタイミングでいかなる交渉パターンを使い、いかにして勝利を

得たかについて、プロセスを追って分析を試みた。確かに中国の交渉アプローチはかなり特殊であり、日本にそのまま応用できる性格のものではない。しかし、国際交渉を苦手とする日本にとって諸外国の交渉戦略を分析しその結果を蓄積することはきわめて重要性が高いと考えられる。

さらにその過程において日本の対中交渉スタンスに以下の重要な問題点があることがわかったので列挙しておく。

(1) 対抗措置の不存在。日本は中国に対して有効な対抗措置をもたないという、非対称な構造が成立している。すなわち、中国は日中間で問題が発生したときはいつでも日本からの進出企業に課税等の圧力を加えることで、当該企業が中国の意図する行動を日本政府に対して起こす誘因を作り出すことが可能である。他方、日本は中国に対してそのような対抗措置を持ち合わせていない。

(2) 特に農業部門は製造業部門と利害が対立することが多いために、農業交渉では国内から足を引っ張られる。

(3) 日本企業のリスクに対する意識の問題。今回のセーフガード問題では直接関係のない対中輸出企業が報復の標的となった。今後も中国は国益を守るために進出企業や対中輸出企業に対して国内法の変更や課税等の厳しい措置をとる可能性がある。中国へ進出しているリスク感覚の乏しい一部の企業が同国から圧力をかけられた場合、日中交渉において日本の交渉当局の足を引っ張る可能性は高い。

(4) 交渉当局の問題。今回の中国の報復行動への対応措置を用意せず動いたことは、日本の国際交渉力にやや問題があると思われる（ただし、中国の報復については交渉当局のみではなく、産業界も予測していなかった）。